

山陽小野田都市計画  
変更案の縦覧、  
説明会および公聴会

都市計画の変更案の縦覧、説明会および公聴会を開催します。

公聴会で意見を述べるには、公述申出書の提出が必要です。公述の申出が多数の場合や同じ趣旨の公述が多数ある場合は、公述時間の制限や公述人を選定することがあります。

また、意見の内容が当該変更案に関するものでない場合は、意見を述べるできません。

なお、公述の申出が無い場合、公聴会は開催しません。その場合は市ホームページでお知らせします。

◎変更案の内容

山陽小野田都市計画火葬場

◎変更案の縦覧期間

5月20日(水)～6月10日(水)

8:30～17:15(土・日曜日を除く)

◎縦覧場所

都市計画課、仮設山陽総合事務所

◎説明会・公聴会の日程

説明会	5月27日(水)	不二輸送機ホール (文化会館)
公聴会	6月10日(水)	

※時間はいずれも18:30からです。

◎公述の申出

任意の様式に意見の要旨とその理由、住所、氏名、電話番号を記入し、山陽小野田市長あてに提出

◎公述申出書の提出期限

6月3日(水)(消印有効)

※公述時間を制限したとき、公述人を選定したとき、内容により意見を述べるできないときには、公述申出書を提出した本人にその旨を通知します。

〈問い合わせ・提出先〉〒756-8601 山陽小野田市役所 都市計画課 (☎82-1168)



生活困窮者自立支援事業

4月から、生活困窮者への支援制度が始まりました。

「働きたくても働けない」「住むところが無い」など、困っていることをお聞かせください。一緒に考え、解決へのお手伝いをします。まずはご相談ください。

■住居確保給付金の支給

離職または廃業して2年以内の人で、家賃を支払うことが困難な人に、生活保護基準による家賃を限度として家賃相当額を支給します。

◎支給期間 3か月

(申請により最長9か月まで)

◎問い合わせ先

地域生活支援センター(中央福祉センター内) ☎0120-83-2344

■自立相談支援

支援員が相談を受け、相談者の抱え

ている課題を評価・分析しニーズを把握。そのニーズに応じた支援を計画的かつ継続して行われるよう具体的な自立支援計画を作成し、関係機関と連絡調整を図りながら自立に向けた支援を行います。

◎問い合わせ先

地域生活支援センター(中央福祉センター内) ☎0120-83-2344

■就労準備支援

「規則正しい生活習慣がなかなか身につかない」「他人との会話が苦手」などの理由で就労が困難な人の相談を受け、生活習慣の改善など、就労に向けた支援を行います。

◎問い合わせ先

NPO法人ワーカーズコープ「はなきりん」(☎71-2001)

〈問い合わせ先〉社会福祉課 (☎82-1174)